

## 高額療養費の見直し及びそれに伴う限度額適用認定証の取扱いについて

- 1 被保険者本人・被扶養者とも、1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超えたときは、超えた分が被保険者の請求により払い戻されます（高額療養費）。
- 2 70歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）は、次のように設定されています。

所得区分	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）	限度額適用認定証適用区分
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+(医療費 500,000円)×1% [ 83,400円 ]	A
一般 標準報酬月額 53万円未満	80,100円+(医療費 267,000円)×1% [ 44,400円 ]	B
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円 [ 24,600円 ]	C

[ ]は、多数回該当の場合の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）です。  
70歳以上の方の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）は従来通りです。

- 3 平成27年1月1日より、負担能力に応じた負担を求める観点から、自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を、次のように、より細分化した見直しが行われる予定です。

所得区分	自己負担限度額（高額療養費算定基準額）	限度額適用認定証適用区分
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費 842,000円)×1% [ 140,100円 ]	ア
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円+(医療費 558,000円)×1% [ 93,000円 ]	イ
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円+(医療費 267,000円)×1% [ 44,400円 ]	ウ
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 [ 44,400円 ]	エ
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円 [ 24,600円 ]	オ

[ ]は、多数回該当の場合の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）です。

- 4 平成27年1月1日より、高額療養費の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）の見直しが行われる予定であることに伴い、限度額適用認定証について、次のとおり取扱いします。

- (1) 限度額適用認定証の適用区分は、平成27年1月1日より、前記2の適用区分から前記3の適用区分に変更します。
- (2) 限度額適用認定証の有効期限は、最長1年で発行していますが、平成26年5月15日発行分から、最長平成26年12月31日までとさせていただきます。  
平成27年1月以降も療養を予定されている方は、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、平成27年1月以降に、発行済の限度額適用認定証を添付して、再度「限度額適用認定申請書」をご提出願います。
- (3) 限度額適用認定証の有効期限が平成27年1月1日以降になっている場合で、平成27年1月以降も療養を予定されている方は、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、平成27年1月以降に、発行済の限度額適用認定証を添付して、再度「限度額適用認定申請書」をご提出願います。